

生活習慣病管理加算（Ⅱ）算定のお知らせ

生活習慣に関する総合的な治療管理を行った場合「糖尿病」「高血圧」、「脂質異常症」が主病の患者さんに関していままで特定疾患療養料など（計343点）を算定できました。

2024年診療報酬改定にて同疾患に関しては上記から「生活習慣病管理料」（333点）に移行するよう変更になりました。

対象疾患の患者さんには説明後に療養計画書をお渡ししますので サインをお願いいたします。

なお糖尿病でインスリンやGLP1製剤など注射を行っている方は対象外です。

当院では2024年7月1日より算定させていただきますのでよろしくお願いいたします。

おおはた内科循環器クリニック 院長 大畑純一

